



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 254 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
(環境管理課)..... 1
- 255 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請
(")..... 3
- 256 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 5
- 257 生活保護法による介護機関の指定 (")..... 6
- 258 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 6
- 259 介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可 (長寿社会課)..... 7
- 260 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 7
- 261 指定自立支援医療機関の指定 (")..... 7
- 262 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 7
- 263 救急病院の認定 (医務課)..... 8
- 264 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 8
- 265 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 8
- 266 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (")..... 9
- 267 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 9
- 268 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 9
- 269 保安林の指定 (")..... 10
- 270 " (")..... 10
- 271 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 11
- 272 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 11
- 273 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 11
- 274 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 12
- 275 " (")..... 12
- 276 知事管理漁獲可能量の変更 (資源管理課)..... 12
- 277 道路の区域変更 (道路保全課)..... 12
- 278 道路の供用開始 (")..... 13
- 279 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路建設課)..... 13
- 280 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 13
- 281 和歌山県収納員証の無効 (会計課)..... 14

○ 警察本部告示

- 2 自家用操縦士技能証明取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 14

告 示

和歌山県告示第254号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可

の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県紀の川市西三谷717
氏名又は名称 ハグルマ株式会社 取締役社長 中野秀彦
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月字奥新田1758番8
名称 ハグルマ株式会社桃山工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和4年3月4日から同月24日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第5号イ	2	ゆず玉 500kg/時	許可後	8時間	通常	0.5	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10
					最大	1	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10
第5号ロ	1	洗浄用湯 沸かし 1,000L× 4/日	許可後	5時間	通常	3	4-7	1,000	800	100	20	2	10
					最大	5	4-7	1,000	800	100	20	2	10
第5号ハ	1	生トマト 3,000kg /時 ゆず 2,000kg /時	許可後	7時間	通常	8	4-7	1,000	800	100	20	2	10
					最大	12	4-7	1,000	800	100	20	2	10
第5号ニ	2	トマトケ チャップ 3,200kg /時	許可後	8時間	通常	5	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	9	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20

第5号ハ	1	玉ねぎドレッシング 200L×2 /日	許可後	2時間	通常	0.5	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	1	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
第5号ニ	1	玉ねぎ原料 15kg×2 /日 水 100L×2 /日	許可後	2時間	通常	0.5	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10
					最大	1	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m³/日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm³)	
汚水処理設備	鉄筋コンクリート製半地下式	W32.5 × L14.55 × H6.1	200	油脂分解処理+活性汚泥処理	平成23.3	通常	処理前	102	6-8	2,100	1,500	260	26	2.5	14	<3,000
							処理後	102	6-8	20	30	30	10	2	5	<3,000
						最大	処理前	190	4-6	2,200	1,600	270	27	3	15	<3,000
							処理後	190	5.8-8.6	30	40	40	20	3	7	<3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm³)
A排水口	通常	112	5.8-8.6	20	30	28.9	14.7	2.6	6.6	<3,000
	最大	200	5.8-8.6	29.5	39.5	39.0	22.0	3.3	7.7	<3,000
U1からU3まで	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第255号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市西三谷717

氏名又は名称 ハグルマ株式会社 取締役社長 中野秀彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月字奥新田1758番8

名称 ハグルマ株式会社桃山工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年3月4日から同月24日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第5号イ	2	生トマト 4,000kg/ 時	許可後	7時間	通常	3.5	4-7	4,000	2,800	500	30	3	15
					最大	7.5	4-7	4,000	2,800	500	30	3	15
第5号イ	1	生トマト 4,000kg/ 時	許可後	8時間	通常	12	4-7	4,000	2,800	500	30	3	15
					最大	20	4-7	4,000	2,800	500	30	3	15
第5号ロ	1	1.8L瓶 1,800本 /時	許可後	8時間	通常	18	4-7	1,000	800	100	20	2	10
					最大	40	4-7	1,000	800	100	20	2	10
第5号ロ	1	生トマト 4,000kg/ 時	許可後	7時間	通常	8	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10
					最大	15	4-7	1,800	1,300	500	30	3	10
第5号ハ	4	トマトケ チャップ 1,600kg/ 時	許可後	8時間	通常	1.75	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	3	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
第5号ハ	2	ソース 3,600L/ 回	許可後	5時間	通常	3	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	6	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
第5号ハ	3	ソース 900L/回	許可後	5時間	通常	1	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	2	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20

第5号ニ	2	生トマト 2,400kg/ 時	許可後	9時間	通常	5	4-7	2,400	1,700	250	30	3	20
					最大	9	4-7	2,400	1,700	250	30	3	20
第5号ニ	2	生トマト 2,400kg/ 時	許可後	9時間	通常	0.5	4-7	1,000	800	100	20	2	10
					最大	0.5	4-7	1,000	800	100	20	2	10

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
汚水 処理 設備	鉄筋 コン クリ ート 製半 地下 式	W32.5 × L14.55 × H6.1	200	油脂 分解 処理 +活 性汚 泥処 理	平成 23.3	通常	処理 前	102	6-8	2,100	1,500	260	26	2.5	14	<3,000
						通常	処理 後	102	6-8	20	30	30	10	2	5	<3,000
						最大	処理 前	190	4-6	2,200	1,600	270	27	3	15	<3,000
						最大	処理 後	190	5.8- 8.6	30	40	40	20	3	7	<3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
A排水口	通常	112	5.8- 8.6	20	30	28.9	14.7	2.6	6.6	<3,000
	最大	200	5.8- 8.6	29.5	39.5	39.0	22.0	3.3	7.7	<3,000
U1からU3まで	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
社会福祉法人御坊市 社会福祉協議会	御坊市菌350	御坊市社会福祉協議 会通所介護事業所	御坊市菌350	通所介護・介護予 防通所介護	平成 19.9.30

株式会社ZENSHIN	田辺市下万呂577-1 サンフェストプラ ザ2F	ケアサポートカタチ	田辺市下万呂577-1 サンフェストプラ ザ2F	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 26.5.8
株式会社タイコー堂 薬局本店	大阪府泉南郡熊取町 野田二丁目12-8	タイコー堂薬局粉河 店	紀の川市粉河451-11	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 3.8.31

和歌山県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社エーエム・ サポート	大阪府大阪市北区西 天満三丁目5-20	紀北薬局おみね店	橋本市小峰台二丁目 12-39	居宅療養管理指導	平成 16.11.1
株式会社ZENSHIN	田辺市稲成町189-4 第二マルビシビル 2F	ケアサポートカタチ	田辺市稲成町189-4 第二マルビシビル 2F	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 26.5.9
社会福祉法人博寿会	橋本市高野口町大野 1844-133	特別養護老人ホーム さくら苑	橋本市高野口町大野 1844-133	介護老人福祉施設 ・介護予防短期入 所生活介護	令和 3.10.18

和歌山県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
橋柔新 7-31	上野祐介	海南市重根1161-11（柔道整備）	令和 元.7.1
新あ新 1-31	田中竜介	在宅療養マッサージ専門院「ふく」（あん摩・マッサージ） 新宮市新宮646-3	令和 元.9.1
新は新 2-31	田中竜介	在宅療養マッサージ専門院「ふく」（はり・きゅう） 新宮市新宮646-3	令和 元.9.1
海南は新 9-31	中尾勇喜	かいなんはりきゅう整骨院（はり・きゅう） 海南市鳥居86-3	令和 2.2.6
海南柔新 5-31	中尾勇喜	かいなんはりきゅう整骨院（柔道整備） 海南市鳥居86-3	令和 2.2.6

和歌山県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 3052180035
- 2 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 社会医療法人黎明会
- 3 介護老人保健施設の名称 介護老人保健施設 和佐の里サテライト千寿
- 4 介護老人保健施設の所在地 和歌山県日高郡日高川町大字土生字城ケ原1205番地1
- 5 許可年月日 令和4年3月1日
- 6 サービスの種類 介護老人保健施設

和歌山県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400235	セントケアかいなん	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	重度訪問介護	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	令和4.3.1
3011000449	セントケア橋本	橋本市岸上558番地 3 2階	重度訪問介護	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	令和4.3.1

和歌山県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
城南薬局よろずまち店	和歌山市万町7番地 サピリア石倉ビル1F	北林治	令和4.2.1
株式会社そうわ	岩出市今中25-6	そうわケアサービス	令和4.2.1

和歌山県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

株式会社KINJITO	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24号	医療機関の所在地	大阪府貝塚市小瀬305-9	大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番24号	令和4.2.1
-------------	-----------------------	----------	---------------	-----------------------	---------

和歌山県告示第263号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 海南医療センター
- 2 所在地 海南市日方1522番地1
- 3 有効期限 令和7年3月1日

和歌山県告示第264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
下万呂ショッピングセンター
和歌山県田辺市下万呂573番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第973号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和4年3月4日から同年4月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第265号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モンティグレ
和歌山県和歌山市七番丁26-1 他9筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第974号
- 3 意見の概要
なし

- 4 意見の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 令和4年3月4日から同年4月4日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 下万呂ショッピングセンター
 和歌山県田辺市下万呂573番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
 令和3年和歌山県告示第975号
- 3 意見の概要
 (1) 駐車場及び道路を含めた範囲の確認が可能な防犯カメラの設置をお願いします。
 (2) 各駐車場出入口付近における交通事故防止のため、看板設置などの対応をお願いします。

- 4 意見の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
 田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 令和4年3月4日から同年4月4日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第267号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6015			令和 4. 2. 9	西牟婁郡白浜町堅田27 60-39	南青株式会社 代表取締役 阪本芳弘	木材	西牟婁郡白浜町堅田27 60-39
6016			令和 4. 2. 9	田辺市中辺路町大川62 9-4	原木屋 原真利子	木材	田辺市中辺路町大川62 9-4

和歌山県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井838の1（次の図に示す部分に限る。）、914の1、916の2、953の1（次の図に示す部分に限る。）、965、966（次の図に示す部分に限る。）、字中屋原975の1

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本西野川字洞山375・376（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、377、佐本根倉字洞山530（次の図に示す部分に限る。）、531、532

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字藤ノ谷1543・1543の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字家之谷1567（次の図に示す部分に限る。）、1567の1、1567の2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第271号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第272号

令和4年和歌山県告示第123号（以下「告示第123号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
谷本芳一
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第123号のとおり

和歌山県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第274号

令和4年和歌山県告示第125号（以下「告示第125号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
保田英志
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第125号のとおり

和歌山県告示第275号

令和4年和歌山県告示第126号（以下「告示第126号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
坂中美文
田中房美
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第126号のとおり

和歌山県告示第276号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めたくろまぐろに係る令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和4年2月21日付けで変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	11.4 トン	3.3 トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	23.3 トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	12.3 トン	4.9 トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	31.4 トン	

和歌山県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玄子小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市湯川町小松原字東ノ坪94番3地先から同市湯川町小松原字中ノ坪154番6地先まで	旧	3.55 ） 4.70	142.90	県道江川小松原線との重用延長108.10メートルを含む。
同上	新	4.00 ） 6.20	144.00	県道江川小松原線との重用延長108.10メートルを含む。

和歌山県告示第278号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 玄子小松原線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字東ノ坪94番3地先から同市湯川町小松原字中ノ坪154番6地先まで

供用開始の期日 令和4年3月4日

和歌山県告示第279号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 池田港線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
新宮市千穂二丁目866番1地先から同市浮島6899番16地先まで	500.00	上下線

和歌山県告示第280号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3578	海南市藤白字大岩谷529番1の一部、531番1の一部、532番の一部	和歌山市本町四丁目43番地1号 株式会社MTestate 代表取締役 田端裕	令和 4. 2. 15	5. 00	31. 40
				6. 00	65. 40

和歌山県告示第281号

次の和歌山県収納員証は、亡失のため令和4年2月14日付けで無効としたので、公告する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

収納員証番号	交付年月日	所属名	氏名
税外No. 3568	令和2年4月1日	紀南家畜保健衛生所	東周作

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、自家用操縦士技能証明取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年3月4日

和歌山県警察本部長 遠 藤 剛

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和4年度

(2) 調達役務の名称

自家用操縦士技能証明取得訓練委託業務

(3) 調達役務の仕様等

自家用操縦士技能証明取得訓練委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定による航空機使用事業の許可を受けている者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 使用印鑑届
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- キ 誓約書
- ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ケ 2の（8）に掲げる要件を満たすことを証する書面
- (2) (1) のイからエまで、カ及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、オ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年3月4日（金）から同月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年3月4日（金）から同月17日（木）までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部生活安全地域指導課警察航空隊（以下「警察航空隊」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の（1）に掲げる申請書類は、令和4年3月4日（金）から同月23日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
- なお、郵送による場合は、令和4年3月23日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 警察航空隊
- 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
- 郵便番号 649-2211
- 電話番号 0739-43-2866
- ファクシミリ番号 0739-43-2866

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和4年3月31日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和4年4月5日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年4月11日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。